

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂 竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21

〒861-2102 TEL (096) 214-7101

FAX (096) 214-7102

ヒント

行動目標

総合法令出版の本に「何をやっても中途半端な「器用貧乏さん」から脱出する本」があり、著者はメンタルコーチ龍夏氏です。あなたの中に眠っている自分だけの才能を見つける本です。その中に「行動の目標を決めよう」という項があります。目標が達成できない原因は、あなたが器用貧乏だからでも、目標が厳しいわけでも、実力が不足しているからでもなく、「目標が種類しかない」からです。天気予報の最高気温と最低気温のように二つ出ているならば、事前の予測が立ちます。人生の目標も同じです。上限と下限を設定しておく、「最低でもここまでは達成しよう」と、行動を継続でき、結果が手に入りやすくなります。

ヒント

税務 ミニガイド

年末調整が終わった後、年末までに結婚して控除対象配偶者を有することとなったり、子どもが就職して控除対象扶養親族でなくなったりしたことなどによって、配偶者控除額や扶養控除額が増減した場合などは、源泉徴収票を交付することとなる翌年1月末までは、年末調整のやり直しができます。



笠ヶ岳(岐阜)

岡本良治／オアシス

消費税の軽減税率の対象

□軽減税率の対象

消費税のインボイス制度がスタートして1年と少しが経過しましたが、ここで改めて消費税の軽減税率の対象について確認しておくことにしましょう。

□水の販売

人の飲用または食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「飲食料品」に該当するため軽減税率の適用対象となりますが、水道水は、炊事や飲用のための「飲食料品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものとが混然一体となって提供されているため、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「飲食料品」として販売する場合を除いて、軽減税率の適用対象となりません。

□みりん・料理酒等

酒税法に規定する酒類は、軽減税率の適用対象外ですので、酒税法に規定する「みりん」は、軽減税率の適用対象となりません。

料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）やみりん風調味料（アルコール分が一度未満のもの）については、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食料品」に該当するため軽減税率の適用対象となります。

□栄養ドリンク

「医薬部外品」については、「飲食料品」に該当しないため、医薬部外品に該当する栄養ドリンクは軽減税率の適用対象となりません。

ただし、医薬品等に該当しない栄養ドリンクは、「飲食料品」に該当するため、軽減税率の適用対象となります。

□特定保健用食品・栄養機能食品

人の飲用または食用に供される特定保健用食品、栄養機能食品は、医薬品等に該当せず、「飲食料品」に該当するため、軽減税率の適用対象となります。



○江戸時代、大晦日ともなると、貧乏な庶民が借金取りから逃げ隠れする様が落語など面白可笑しく語られますが、盆暮れの節季払いには物販だけで、市中の飲食店では特別な契約がない限りツケはききません。前金払いか、代金引換でした。食事が終わって「ここにおいとくよー」とはききません。お風呂屋さんは家族、奉公人用の手札を先払いで発行します。



□保冷剤を付けた食品

食品の販売の際にサービスで保冷剤を付けた場合であっても、軽減税率の適用対象となります。

ただし、保冷剤について、別途対価を徴している場合のその保冷剤は、「飲食料品」には該当しないことから、軽減税率の適用対象となりません。

□果樹園での果物狩り

果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当するため、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の適用対象となりません。

なお、収穫した果物について別途対価を徴している場合のその果物の販売は、軽減税率の適用対象となります。

□飲食料品の譲渡に要する送料

飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではないため、軽減税率の適用対象となりません。

ただし、送料込み商品の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の適用対象となります。

ふるさと納税の 概要とその方法

今年も残りわずかとなりました。令和6年度にふるさと納税の制度を受けるためには令和6年12月31日までに納税を含め、ふるさと納税の手続きを完結する必要があります。今回は「ふるさと納税」の概要と、具体的なふるさと納税の制度の利用方法について解説します。

①ふるさと納税とは

ふるさと納税は、本来は自分の住まいがある自治体に納税する税金を、任意で選択した自治体に寄付することで、税金の還付・控除が受けられる仕組みです。なお、任意で選択する自治体に関しては複数選択が可能であり、制限もなく、日本全国の自治体（都道府県・市区町村）へふるさと納税を行うことができます。

また、ふるさと納税で寄付すると、その自治体の特産品・名産品・特典などが感謝の気持ち

として贈られてきます。これらは一般的に「返礼品」と言われます。この返礼品は、米や野菜などの食料品から雑貨や衣類など非常に多岐にわたり、インターネット上等で返礼品についても詳しく調べることができます。

②ふるさと納税の上限額

ふるさと納税の納税額に応じて、その年度に支払うべき所得税額が減額され、翌年に支払う住民税も減額されます。しかしながら、受けられる寄付金控除額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況により異なるため注意が必要です。

③ふるさと納税による寄付金控除を受けるには

原則として、確定申告を行う必要があります。なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても寄付金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することができます。ただし、適用を受けられるのは確定申告不要の給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数は5団体以内です。

ナマの税務相談室

Q A社は債務超過で債務弁済不能であり現在は営業も廃止し解散している状況です。社長は会社の連帯保証人となっています。

今年、銀行との話し合いにより、社長の自宅土地建物を、社長の娘が時価で買い取り、譲渡代金を返済に充てました。土地建物は、その弟Bの共有名義となっており、当該債務についての抵当権がついています。

税務署との協議の中で、税務署は、弟は催告を受けているわけではないので特例の適用はないのではないかとされたのですが、催告がなければ適用できないという通達は何処にも見当たりません。抵当権設定者が競売でなく銀行との話し合いで任意売買した場合、所有者に催告が無いという理由で保証債務履行の特例が適用できないということがあるのでしょうか。

A ①保証債務を履行上、資産を譲渡した時その履行に伴う求償権の行使が不能となっ

保証債務履行のための 譲渡の特例

た時は、その求償権の行使が不能となった部分の金額を譲渡代金の回収不能金額とみなして、その金額に対応する部分の所得はなかつ

たものとみなされます。(所法84の②)

②次に保証債務の履行があった場合には他人の債務を担保するため抵当権等を設定した者がその債務を弁済したときも含まれています。(所基通64-4(5))

③他方、所得税法第9条第1項10号の譲渡所得の非課税は強制換価手続き等で資産が譲渡された場合適用があるので任意売買で譲渡された場合には原則として適用がないこととされています。

④保証債務を履行するための資産の譲渡については強制換価手続き等による資産の譲渡であることは要件とされていないので抵当権設定者（譲渡資産の所有者）に債権者から催告があることは必ずしも必要ではありません。

ナマの税務相談室

中間申告分の通知書も 納付書も送られて来ない

国 税庁は、令和6年5月以降、e-Taxにより申告書を提出している法人については、法人税の予定申告書用紙・納付書・「法人税予定申告のお知らせ」の事前郵送を取りやめています。そして、「法人税予定申告のお知らせ」は、利用者本人のメッセージボックスへ送信としています。しかし、e-Tax申告をしているのは代理の税理士であって、納税者法人はITと疎遠という状況は一般的です。

決 算申告時には納付書の送付がなくても納付を忘れることはないでしょうが、予定申告分については、中間申告書の作成をしないのがほとんどなので、納付書が届かない状態では、納付遅延や納

付洩れになってしまいそうです。それでは、納付書が送付されて来ないとき、納付洩れを防ぐにはどうしたらよいでしょうか。

答 えは税務署に行く事です。税務署に行けば、納付額を教えてくれるし、納付書の発行もしてくれるし、その場で納付も出来ます。でも、税務署の窓口がいつでも開いているわけではないし、わざわざ行くのも一仕事です。

税 務署に足を運ばなくて済ます為の次の答えは、所轄の税務署に氏名と税目と年分とを電話で伝えて、納付書発行を早めに依頼する事です。そうすれば、納付書を期限内に送付してもらえ、との情報があります。

税 務署が誘導しようとしている答えは、納税者がメッセージボックスにアクセス出来るようになる事、納付書を使用しないキャッシュレス納付が出来るようになる事です。これに依って、キャッシュレス納付に挑戦してみる機会と考えるのが、あるべき対処策ではあります。

キ ャッシュレス納付には多様な手段があります。

- ①e-Tax口座振替ダイレクト納付
- ②ネットバンキング納付
- ③モバイル・スマホバンキング納付
- ④Pay-easy A T M納付
- ⑤クレジットカード納付
- ⑥Pay払いスマホアプリ納付
- ⑦QRコードコンビニ納付
- ⑧バーコードコンビニ納付

こ れらのキャッシュレス納付の方法の利用には、それぞれ異なる事前手続きがあります。

「一年は短し百年は長し
年暮るる 青郎」
「また一つ用事を忘れ師
走空 映子」
12月。御用納めは27日。
登記手続き等は急がないと
年内に謄本の交付が間に合
わなくなります。何かと多
忙な師走です。
「わが前をわが影急ぐ十
二月 八州彦」
「駅裏の師走第九の曲流
剛平」
7日大雪、21日冬至。



型をしっかり覚えた後に、
型破りになれる。

(中村勘九郎)

12月の税務メモ

(国 税)

- 11月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)
- 10月決算法人の確定申告
- 7年4月決算法人の中間(予定)申告
- 給与所得者の年末調整等源泉徴収事務

10日

(翌年)
1月6日
(本年最終
の給与支
払日まで
地方条例
による)

(地方税)

- 11月分個人住民税特別徴収分の納付 (特例適用者は6か月分)
- 10月決算法人の確定申告
- 7年4月決算法人の中間(予定)申告
- 固定資産税、都市計画税の納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。